

## 仕様書

### 1 業務名称

令和8年度「西区コミュニティ育成事業」

### 2 業務目的

大阪市西区におけるコミュニティづくりを推進するため、事業企画運営委員会等を立ち上げるなど企画段階から住民ニーズを十分に把握したうえで、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら、区民誰もが楽しめる交流の場を提供し、豊かな地域コミュニティの形成をめざして実施するものである。

### 3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 4 業務内容

コミュニティの育成を目的にすることから、単にイベントとして開催するのではなく、実施事業へ広く区民並びに市民活動団体等が参画する仕組みづくりを構築し、区民等との協働型事業とし実施すること。また、事業の内容によっては、広く区民ボランティアを募集した上で、地域で積極的に活動されている人々による委員会等を設置し、事務局として参画のうえ、区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることをめざし、誰もが気軽に参加できる事業を目的として、業務を行うこと。

#### (1) コミュニティの輪を広げる事業

区民が互いに支えあい、尊重しあうコミュニティ意識は、地域住民の特色のある文化や伝統として継承してきた地域行事に参加することから始まるものである。また、地域団体・NPO・ボランティア企業など多種多様な団体や人々が相互の信頼・協調・協働・連携のもとにコンセンサスを形成しながら事業の企画や運営に参画することは、区民の地域コミュニティづくりへの関心を高めることとなる。多くの区民が集い交流し豊かな地域文化を継承するコミュニティづくりの象徴イベントとして、区民相互の連帯感の向上、各種団体間の連帯感の向上、新たなコミュニティの育成、さらなるコミュニティの輪を広げることを目的とする。

##### ○ 区民まつり（文化・健康のつどい）【必須事業】

区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることをめざし、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加でき楽しめる、明るく健康的な区民まつりを実施し、コミュニティの育成を目的とすること。音楽や舞踊、絵画や書道など区民が日頃積み重ねた成果を発表する場を設け、さらに参加者の健康増進がはかれる場の提供や行事を実施し、活気あるまちづくりの推進を図ることに役立てることを目的に実施すること。

#### 【参考：直近3ヶ年度実績】

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業名	西区民まつり 「文化と健康のつどい」	西区民まつり 「文化と健康のつどい」	西区民まつり 「文化と健康のつどい」
日 時	令和5年11月5日(日)	令和6年11月3日(日)	令和7年11月2日(日)
参加者数	約22,500人	約21,000人	約22,000人

(2) 児童・青少年の育成事業

子どもたちがのびのび成長できる環境をつくることは、次代の地域コミュニティづくりにとって非常に重要である。子どもたちの自主的・主体的な参加型のイベントを大人たちが支援しながら開催することにより、子どもたちに文化・芸術への関心や地域への愛着を育み、人と人のふれあいの大切さを認識できる場を提供し、地域における児童・青少年の健全育成を目的とする。

- 児童・青少年の健全育成を推進する事業を1事業実施すること。【提案事業】

【参考：直近3ヶ年度実績】

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業名	こどもワクワク映画会	こどもワクワク映画会	
日 時	令和5年11月3日 (金・祝)	令和6年8月3日 (土)	
参加者数	173人(申込制)	100人(申込制)	
事業名		宇宙と科学のふしぎ発見	科学のふしぎ発見
日 時		令和6年9月21日 (土)	令和7年10月4日 (土)
参加者数		約70名(申込制)	100名(申込制)

(3) 地域コミュニティへの参加につながる事業

若い世代やマンション住民など、これまで地域コミュニティへの関わりの薄かった人たちに、人と人が出会いつながる機会づくりの場を提供することで、地域コミュニティへの参加・参画するきっかけとなることを目的とする。

- 地域コミュニティへの参加を促すきっかけとなる事業を1事業実施すること。

【提案事業】

【参考：直近3ヶ年度実績】

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業名	西区民たこあげ大会	西区民たこあげ大会	西区民たこあげ大会
日 時	令和6年1月14日(日)	令和7年1月19日(日)	令和8年1月18日(日) 予定
参加者数	約1,800人	約1,500人	—

(4) 地域コミュニティづくりに関する情報発信事業

地域コミュニティづくりへの区民の関心を高めるためには、区内の地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等によるコミュニティ活動の情報を収集し、発信することが重要である。本事業の啓発及び地域コミュニティづくりに関する情報を効果的に発信することで、地域コミュニティが活性化することを目的とする。

- 地域コミュニティづくりに関する効果的な情報発信事業を1事業実施すること。

【提案事業】

【参考：直近3ヶ年度実績】

ウェブページによる各事業の情報発信や報告並びにインスタ等を活用した情報発信。

(5) 事業目標

本事業は、豊かな地域コミュニティの育成をめざしていることから事業目標として区民まつりなどの区の事業において「コミュニティづくりに役立っている」と回答したイベント参加者の割合80%以上を目標とする。事業目標については、必ずアンケート調査などによる効果測定を行い、その他の効果測定の結果等とあわせて各事業終了の都度速やかに報告すること。

#### (6) その他

- ア 事業の内容によっては、広く区民ボランティアを募集した上で、地域で積極的に活動されている人々による委員会等を設置し、事務局として参画のうえ、区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることをめざし、誰もが気軽に参加できる事業を目的として、企画、検討、広報、会計事務、各種地域団体との連絡調整、設営・撤収、行事進行、会場警備、清掃等の業務を行うことを必須とする。
- イ SNS (Instagramなど) を活用するなど、各事業の周知を徹底し実施すること。
- ウ 現地開催を原則とするが、事業の実施にあたっては、天災地変等やむを得ない事情により、事業の全部又は一部を実施できないと判断する場合、オンラインによる開催等実施手法を検討すること。

### 5 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
  - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - イ 企画、検討、広報、会計事務、各種団体との連絡調整等の業務
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

### 6 職員配置

- ・ 本事業の実施にかかる職員は常時2名を配置すること。
- ・ 本事業の趣旨を踏まえ、事務局機能を大阪市西区役所附設会館（大阪市立西区民センター）内に設置することができるものとし、その場合は指定管理者と協議・連携すること。

### 7 事業計画及び事業報告

- ・ 契約後速やかに事業計画書を提出すること。
- ・ 各事業について、参加人数の集計、来場者・出展者等へのアンケート等効果測定の結果を記載した報告書を、各事業終了の都度速やかに報告すること。

- ・ 事業の適正な執行を期するため、業務完了前であっても、受託者に対し必要に応じ報告もしくは証拠書類の提出を求めることがある。
- ・ 天災地変等やむを得ない事情により、事業計画書の内容が大幅に変更となる場合は、速やかに事業計画書の再提出を行うこと。

#### 8 事務引き継ぎ

前年度受託者と協議のうえ、事務引き継ぎを行うこととする。ただし、事務引き継ぎにかかる費用等については、受託予定者の負担とする。

#### 9 事業の開催場所等

本事業の実施場所は大阪市西区内とし、本事業の実施のために大阪市立西区民センターの会議室等を利用する場合については貸室使用料を免除する。

#### 10 留意事項

業務実施にあたっては、以下の項目に留意すること。

- (1) 本業務を担当する人員を配置し、業務遂行に支障のないよう区役所との連携を密に図り、業務全般の円滑な運営体制を構築すること。
- (2) 業務の遂行に必要となる経費（資料作成費用や会議室の使用料等も含む）は全て契約金額に含まれる。
- (3) 本事業で知り得た個人情報、法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、提供データについては業務完了後速やかに本市へ返却するとともに、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- (4) 受託者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を区役所に提出すること（平成 18 年 4 月 6 日付け市民第 19 号「平成 18 年度 本市並びに本市監理団体が恒常に業務委託する業者について」に基づく。）。
- (5) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (6) 各特記仕様書を遵守すること。
- (7) その他、業務遂行上必要な関係法令を遵守すること。
- (8) 本業務にかかる成果・著作権は大阪市西区役所に帰属する。
- (9) その他、この仕様書に定めがない事項及び疑義がある場合は、委託者（大阪市西区役所地域支援課）と受託者において適宜協議のうえ定めるものとする。